

赤穂市老人クラブ連合会愛称募集要項

1. 目的

老人福祉法にも明記されている「老人クラブ」という名称は、半世紀以上にわたる活動のなかで、地域に広く定着しています。

その一方で、「老人」という言葉に抵抗を感じ、クラブへの加入を躊躇する方が増えていることが大きな課題となっています。

そこで、赤穂らしさや、健やかで活力溢れる高齢者をイメージできるような魅力ある愛称を募集し、老人クラブ全体のイメージアップと、会員の輪を広げることを目的としています。

2. 応募資格

赤穂市在住の人であれば、どなたでも応募できます。

※未成年(令和2年1月4日現在で20歳未満)の方については保護者の同意が必要です。

3. 募集期間

令和3年1月4日(月)～令和3年2月12日(金)

※郵送の場合は当日消印有効

4. 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で送付いただくか、事務局まで直接ご持参ください。

5. 選定方法

1次審査：当会の選考委員会において最大5点を選考します。

2次審査：理事会において審議を行い、最大5点の中から1点を最優秀賞として決定し、当会の愛称に採用します。最優秀賞以外の最大4点を優秀賞とします。

6. 結果発表等

(1) 結果発表は、令和3年3月中に行います。

(2) 結果は、最優秀賞および優秀賞受賞者には個別に通知するとともに、市ホームページおよび広報紙において発表する予定です。

(3) 不採用の場合の連絡はありませんのでご了承ください。

7. 表彰

最優秀賞および優秀賞受賞者に、賞状と副賞を贈呈します。

<副賞>

最優秀賞	1名	記念品(1万円相当)
優秀賞	最大4名	記念品(3千円相当)

8. 応募にあたっての注意事項

- (1) 応募は1人につき2点までとします。
- (2) 応募用紙1枚につき、1作品の応募としてください。
- (3) 応募用紙の返却はいたしません。
- (4) 郵送で応募の場合は、郵便料金は応募者の負担となります。
- (5) 作品は応募者の自作かつ未発表のもので、第三者が有する著作権などを侵害していないものに限ります。
- (6) 上記の権利侵害に関わる問題が生じた場合、または虚偽の申込があった場合は、愛称の採用の有無に関わらず失格なり、全てのことは応募者の責任とします。
- (7) 採用となった作品の著作権及び商標権、その他一切の権利は赤穂市老人クラブ連合会に帰属します。
- (8) 採用となる愛称は、一部を変更または補作する場合があります。
- (9) 個人情報、当会において適正に管理し、愛称募集及び選考にかかる事務以外には使用いたしません。

9. 応募・お問い合わせ先

赤穂市老人クラブ連合会事務局

〒678-0292

赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所社会福祉課内

TEL : 0791-43-6809 FAX : 0791-45-3396

E-mail : ikigai@city.ako.lg.jp